

WTOについて

令和8年5月

農林水産省 輸出・国際局

WTOとは (1)経緯

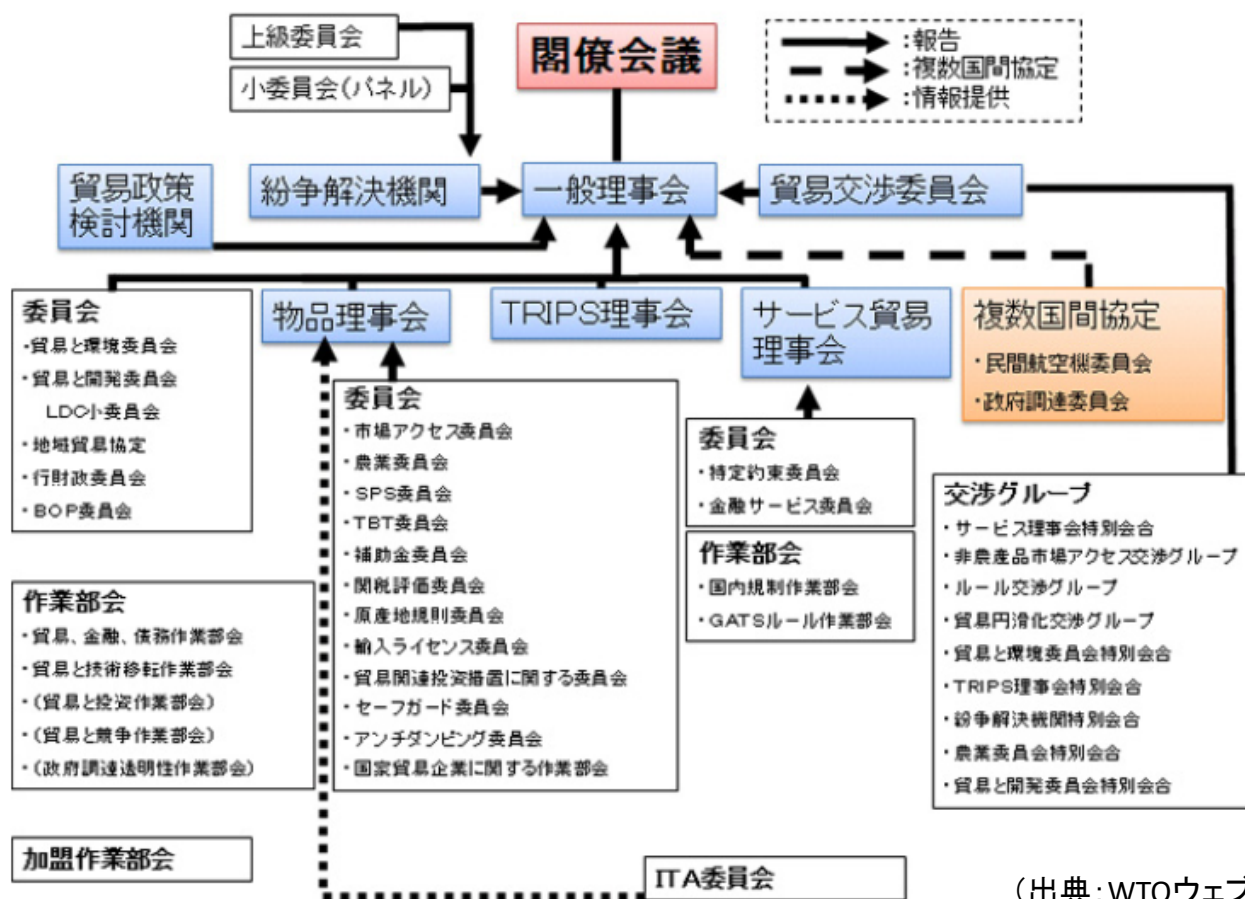
- 第二次世界大戦後、各国による保護主義的な貿易政策を防止するルールを定めたGATT(関税及び貿易に関する一般協定)が1948年に発足。GATTの下での交渉が開始。
- 1960年代半ばのケネディ・ラウンド以降、物品(鉱工業品の関税引下げ)以外にも交渉分野を順次拡大。1994年、ウルグアイ・ラウンド交渉が妥結し、WTOの設立にも合意。
- 翌1995年、貿易ルールを幅広く取り扱う国際機関としてWTO(世界貿易機関)が設立。
- 2024年8月以降、166の国・地域が加盟。(参考:国連の加盟国数は193)

貿易自由化交渉	年	対象分野
第1回～ディロン・ラウンド(第5回)	1947～1961	鉱工業品
ケネディ・ラウンド(第6回)	1964～1967	鉱工業品、アンチ・ダンピング
東京ラウンド(第7回)	1973～1979	鉱工業品、非関税措置 など
ウルグアイ・ラウンド(第8回)	1986～1994	鉱工業品、農業、非関税措置、ルール、サービス、知的所有権、紛争解決、WTO設立 など
以上、GATTの下でのラウンド交渉。以下はWTOの下でのラウンド交渉。		
ドーハ・ラウンド (ドーハ開発アジェンダ(DDA))	2001～	非農産品(鉱工業品及び林水産品)、農業、ルール、サービス、知的財産権、開発、貿易円滑化、環境 など

(出典:WTOウェブサイト)

WTOとは (2)組織

- 本部(事務局)はスイス・ジュネーブに設置。事務局長は、ナイジェリアのオコンジョ＝イウェアラ氏(2021年2月就任)であり、2期目(2025年9月から4年間)の再任も決定済。
- 最高の意思決定機関は閣僚会議(MC; Ministerial Conference)。通常、2年に1回開催されており、これまでに14回開催。



MCの開催地(国)、年	
14. ヤウンデ(カメルーン)	2026
13. アブダビ(UAE)	2024
12. ジュネーブ(スイス)	2022
11. ブエノスアイレス(アルゼンチン)	2017
10. ナイロビ(ケニア)	2015
9. バリ(インドネシア)	2013
8. ジュネーブ(スイス)	2011
7. ジュネーブ(スイス)	2009
6. 香港	2005
5. カンクン(メキシコ)	2003
4. ドーハ(カタール)	2001
3. シアトル(米国)	1999
2. ジュネーブ(スイス)	1998
1. シンガポール	1996

(出典:WTOウェブサイト)

WTOとは (3) 主な役割

○ WTOの主な役割は、①交渉、②実施・監視、及び③紛争解決。

①交渉	貿易自由化に向けた、既存の貿易ルールの拡充や新たな貿易ルール作り
②実施・監視	各加盟国のWTO協定上の約束の適切な履行の確保や貿易に関する政策・措置の確認等
③紛争解決	加盟国の貿易措置について、WTO協定整合性を判断。WTO協定に非整合的と判断された措置に対し是正を勧告



WTOとは (4)WTO協定

- いわゆる「WTO協定」とは、「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定(WTO設立協定)」及びその附属書に含まれている協定の集合体。
- WTO加盟国となるためには、WTO設立協定と附属書1～3の全ての受諾が必要。附属書4は、加盟国であっても受諾の義務はなく、受諾国の間でのみ効力を有する。

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定

附属書1

附属書1A：物品の貿易に関する多角的協定

- ・ 1994年の関税及び貿易に関する一般協定 (GATT)
- ・ 農業に関する協定
- ・ 衛生植物検疫措置の適用に関する協定
- ・ 繊維及び繊維製品に関する協定
- ・ 貿易の技術的障害に関する協定
- ・ 貿易に関連する投資措置に関する協定
- ・ 1994年の関税及び貿易に関する一般協定 第6条の実施に関する協定
- ・ 1994年の関税及び貿易に関する一般協定 第7条の実施に関する協定
- ・ 船積み前検査に関する協定
- ・ 原産地規則に関する協定

- ・ 輸入許可手続に関する協定
- ・ 補助金及び相殺措置に関する協定
- ・ 漁業補助金に関する協定
- ・ セーフガードに関する協定
- ・ 貿易の円滑化に関する協定

附属書1B：サービスの貿易に関する一般協定

附属書1C：知的所有権の貿易関連の側面に関する協定

附属書2：紛争解決に係る規則及び手続に関する了解

附属書3：貿易政策検討制度

附属書4：複数国間貿易協定

- ・ 民間航空機貿易に関する協定
- ・ 調達に関する協定
- ・ 国際政府酪農品協定 (1997年末に終了)
- ・ 国際牛肉協定 (1997年末に終了)

①交渉：(1)ドーハ・ラウンドの主な交渉分野

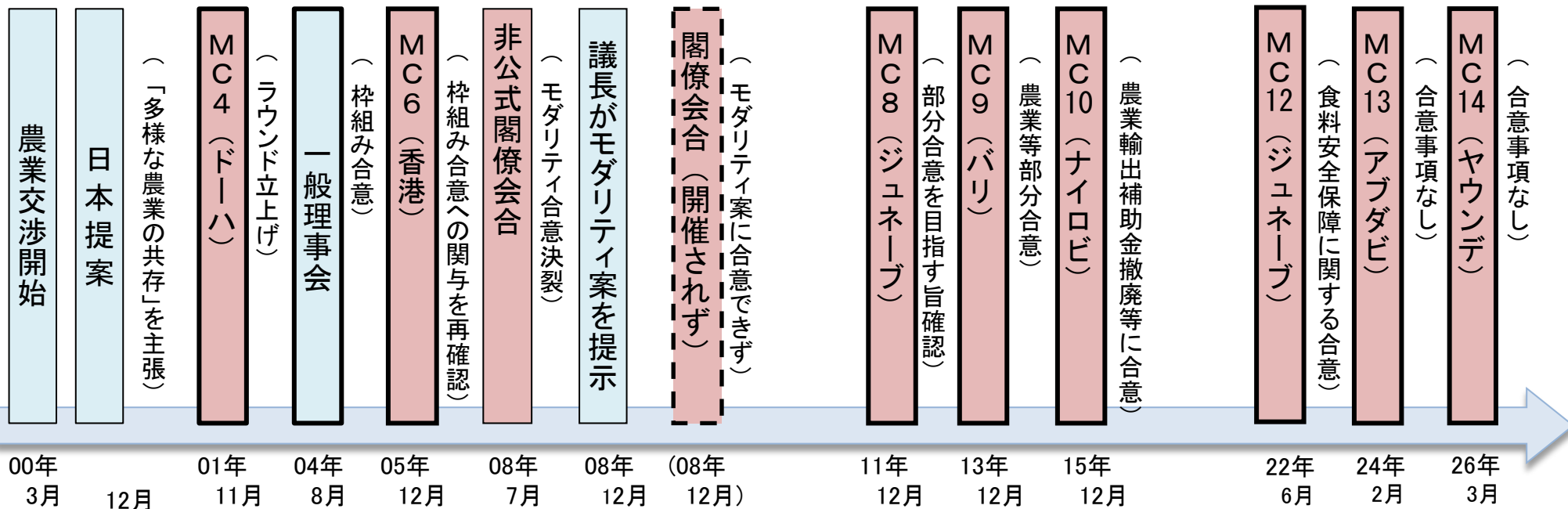
- 8分野に関し2001年に交渉開始(農業分野は2000年に開始)。
- 2008年には妥結に近づいたが、途上国と先進国の対立などを背景として交渉決裂。その後、貿易と開発をめぐる両者の懸隔は埋まらず、現在に至るまで膠着状態が継続。
- コンセンサス方式(1国でも反対すれば採択不可)で進捗を図る困難さが認識される中、分野毎に有志国間で交渉を主導する動きも見られる。

農業	関税・農業補助金の削減、輸出補助金の撤廃等
NAMA (非農産品市場アクセス)	鉱工業品及び林水産品の関税・非関税障壁の削減等
ルール	アンチダンピング、補助金(漁業補助金を含む)等のルール策定
サービス	サービスの市場アクセス(外資規制等)、国内規制(免許制等)、サービス分野におけるルール(セーフガード等)策定
TRIPS(知的財産権)	医薬品特許、生物多様性条約との関係、 <u>地理的表示(GI)</u> 等
開発	途上国に対する「特別かつ異なる待遇」(S&D)の検討等
貿易円滑化	税関手続の透明性・予見可能性・公平性の向上、簡素化・迅速化の促進
環境	環境物品の関税等の削減・撤廃等 (<u>下線</u> は農林水産関係分野)

※ 以上のほか、新たな課題として、電子商取引、投資円滑化、中小企業に関する議論も行われている。

①交渉：(2)WTO農業交渉の経緯①

- 第4回閣僚会議(MC4)(2001年)におけるドーハ・ラウンドの立上げに先立ち、WTO農業協定第20条に基づき、2000年に交渉開始。
- 2008年にモダリティ(関税・農業補助金の削減等の方式)合意の直前まで進んだが決裂。以降、部分的な合意は得られたものの、全体として膠着状況が継続。
- 直近のMC14(2026年)では、今後の交渉の方向性に関する閣僚宣言の発出に向けた議論が行われたが、合意に至らず。



①交渉：(2)WTO農業交渉の経緯②

- MC9(2013年)において、途上国の公的備蓄の取扱い等に合意(バリ決定)。
- MC10(2015年)において、輸出補助金の撤廃等に合意(ナイロビ決定)。
- MC12(2022年)において、食料安全保障に関する閣僚宣言や輸出規制に関する閣僚決定が採択。

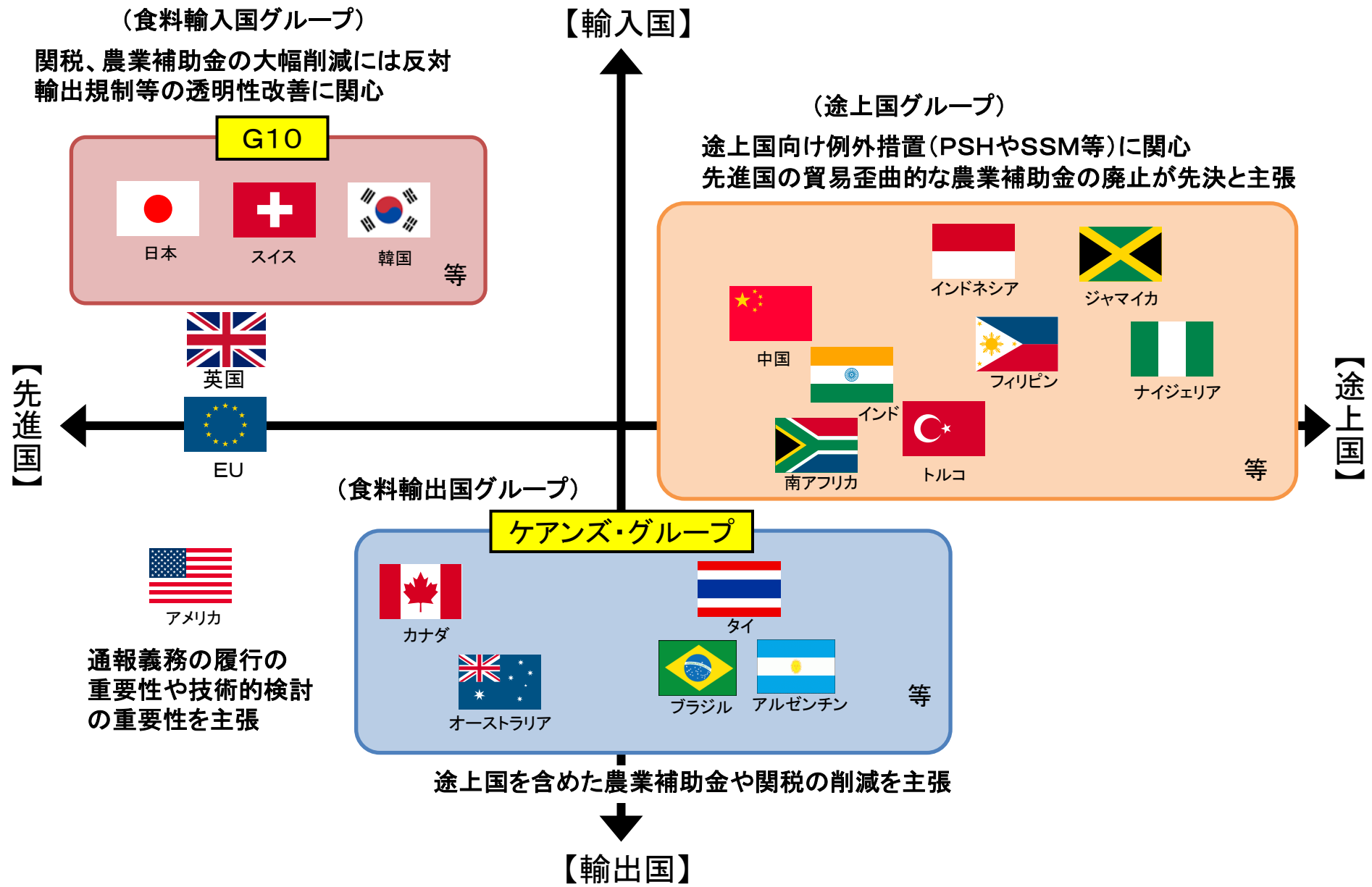
香港閣僚宣言 (2005年12月・MC6)	<ul style="list-style-type: none">・主要交渉3分野(市場アクセス、国内支持、輸出競争)等について、モダリティ(関税や農業補助金の削減率等の詳細な要件が入った各国共通ルール)合意の前提となる大枠を定めた前年の枠組み合意を精緻化。・2013年末までに輸出補助金等を撤廃(2006年4月までのモダリティ合意が条件)。
バリ・パッケージ (2013年12月・MC9)	<ul style="list-style-type: none">・途上国による食料安全保障を目的とした既存の公的備蓄(PSH; Public Stockholding)について、暫定措置として、紛争解決手続きに訴えないこととし、2017年までの恒久解決を目指す。・関税割当の運用について、割当手続の合理化や透明性向上のほか、未消化が生じた際の再配分の仕組みを整備。4年以内実施状況の検証を開始。・香港閣僚宣言を踏まえ、輸出補助金等の支出を抑制。毎年、議論の進捗状況を検証。
ナイロビ・パッケージ (2015年12月・MC10)	<ul style="list-style-type: none">・輸出補助金について、先進国は即時、途上国は2018年末までに原則撤廃。また、輸出信用について最長償還期間(保険の対象期間)は18ヵ月以下、自己資金調達とし、食糧援助は完全無償化。・PSHの恒久解決及び途上国向けセーフガード(SSM)の交渉のため、農業委特別会合においてそれぞれ専用の会合を実施。
輸出規制に係るWFP決定 (2022年6月・MC12)	<ul style="list-style-type: none">・国連世界食糧計画(WFP)による人道支援目的の食料調達を輸出規制の対象から除外。

①交渉： (3)WTO農業交渉の主な交渉分野と交渉状況

- 市場アクセス、国内支持及び輸出競争の3本柱に加え、輸出規制等についても議論。
- 先進国・途上国、輸出国・輸入国といった対立軸を基に、立場の近い国が交渉グループを形成し、それぞれの立場から主張。

分野	背景事情	交渉状況
国内支持 (農業補助金)	<p>貿易歪曲的な国内支持の支出上限(黄の政策+デミニミス)は、上位5カ国(中、EU、印、米、日)でその7割超を占める。</p> <p>支出上限のない青の政策や開発ボックス(6.2条助成)の支出も拡大傾向(専ら印・中が使用)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・輸出国グループ(ケアンズG)は、開発ボックスを含むあらゆる形態の貿易歪曲的な国内支持の大幅削減を要求。 ・輸入途上国は、先進国の黄の政策の支出上限の大幅削減・撤廃が先決だと主張。また、市場価格支持を伴うPSHIについて、一定の条件の下で支出上限の緩和・廃止を要求。
市場アクセス (関税)	<p>FTA・EPAの締結が進み、WTOで約束した水準より関税が引き下げられている国が多い。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・途上国は、食料安全保障の観点から、輸入急増時にWTOで約束した水準を超えて関税を課することができる仕組み(SSM; Special Safeguard Mechanism)の導入を追求。
輸出競争 (輸出補助金)	<p>先進国は2015年の合意に先立ち輸出補助金を廃止。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2015年、輸出補助金の撤廃等に合意。 ・EU等は輸出補助金と同等の効果を有する輸出信用の改革を主張。
その他 (輸出規制等)	<p>輸出規制を実施する際のルールが不明確。事前通報が徹底されていない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・輸出規制に関し、我が国は、透明性向上に関する提案を行う等、食料安全保障の観点から議論を主導。 ・2022年、WTOルールに沿って輸出規制を実施する内容が盛り込まれた食料安全保障閣僚宣言が採択。

①交渉：(4)WTO農業交渉をめぐる主要国・グループの立場



①交渉：（5）WTO漁業補助金交渉の経緯

○ 交渉の経緯

- 2001年にドーハラウンド交渉の一部として開始。
- 2015年にSDGs（持続的開発目標）※において、**過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金の禁止等を規定**。これを契機に交渉が活性化。
- 2022年6月に、**第12回WTO閣僚会議**でIUU（違法・無報告・無規制）漁業につながる補助金等を禁止する**漁業補助金協定**が採択。過剰漁獲能力・過剰漁獲につながる補助金に関する追加規定を含む、より**包括的な協定策定**のため、**次回閣僚会議に向け交渉継続**が合意。
- 2024年2月～3月に、**第13回WTO閣僚会議**で包括的な協定に関する議論が行われたものの、**合意には至らず**。
- 2024年7月・12月に、一般理事会での合意を目指し、議論が継続されるも、合意には至らず。
- 2025年9月に、第12回閣僚会議で採択された**漁業補助金協定が発効**。
- 2026年3月に、**第14回WTO閣僚会議**で今後も包括的な協定の合意を目指して交渉を継続していくことを確認する**閣僚決定**が採択。

※ SDGs（持続的開発目標）14.6

2020年までに、

- 過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、
- 違法・無報告・無規制(IUU)漁業につながる補助金を撤廃し、
- 同様の新たな補助金の導入を抑制する。

①交渉： (6)WTO漁業補助金協定(2022年合意)について

○ 対象

- WTO補助金協定の定義に基づく漁業補助金
(養殖や内水面漁業に対する補助金は含まれない)

○ 補助金の規律

- IUU(違法・無報告・無規制)漁業に対する補助金の禁止
(途上国は2年間に限りEEZ内の漁業には供与可能)
- 乱獲状態にある資源に関連する漁業に対する補助金の禁止
(途上国は2年間に限りEEZ内の漁業には供与可能)
(資源回復措置があれば供与可能)
- 沿岸国及び地域漁業管理機関(RFMO)の管轄外における漁業に対する補助金の禁止

○ 途上国への支援

- 途上国に対する技術援助及び能力開発援助を支援するための任意
拠出の資金供与の仕組みの設置

○ 通報・透明性

- 漁業補助金の対象となる漁業の種類や漁獲量、資源状態、保存管理措置等をWTOに通報
- 上記情報は、定期的に開催される委員会において審査

○ その他

- 発効後4年以内に完全版の協定又は何らかの決定が一般理事会でできない限り協定は自動的に廃止

漁業補助金協定の発効状況

- 2025年9月15日に加盟国の3分の2である111カ国を超える国、地域の寄託が行われ、協定が発効。現在119カ国が締結。
- 我が国は、2023年7月に受諾書を寄託、締結済み。

漁業補助金協定の信託基金

- 我が国は、令和4年度の補正予算(外務省)において、9千万円を他国に先駆けて拠出
- 協定批准国が100カ国を超えた本年6月より途上国向けの補助金通報能力向上に向けた技術協力プログラムの申請受付開始

②実施・監視：（１）農業委員会等における活動

- WTO協定は、協定上の約束の履行状況や貿易関連措置について、通報を義務付け。
 - 農業委員会やSPS※委員会等の各委員会において、加盟国は、通報等を基に、他の加盟国が実施している施策などについて質問し、回答を求めることができる。
- ※ 人、動物又は植物の生命又は健康に関する措置(検疫も含む)

農林水産関連の主な通報(通報のタイミング)

農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・市場アクセス(①関税割当手続き(変更時)、②関税割当の枠内輸入量(毎年)、③特別セーフガードの発動水準(発動時)、④特別セーフガードの発動実績(毎年)) ・国内支持(①AMS実績(毎年)、②緑の政策等(新設・変更時)) ・輸出補助金(①補助金実績(毎年)、②輸出量(毎年)、③食料援助実績(毎年)) ・輸出規制(発動時)
SPS委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・SPS措置(導入時)
TBT委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・TBT措置(導入時)
市場アクセス委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・数量制限措置(隔年)
補助金委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の形態・金額・目的等(隔年)
輸入ライセンシング委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・輸入許可手続きに関する公表資料(随時) ・輸入許可手続き(毎年、変更時)
国家貿易企業に関する作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・国家貿易企業の目的・活動等(隔年)

②実施・監視： (2) 農業の国内支持の分類

- 国内支持には国内農業のための補助金のほか、市場価格支持等が含まれる。
- 貿易への影響度等に応じ、「黄の政策」、「青の政策」、「緑の政策」等に分類。

黄の政策 (AMS)

ウルグアイ・ラウンド合意で削減対象とされた、生産を増加させる効果のある(貿易歪曲的な)政策措置。支出上限あり。

- ・生産量に基づく直接支払
- ・市場価格支持(価格保証) など

開発ボックス (6.2条助成)

途上国における投資補助金や投入財への補助金。
AMSから控除。

青の政策

直接支払いのうち、生産調整に係る要件を満たすもの。
支出上限なし

デミニミス

AMSに分類され得る政策措置のうち、農業総生産額の5%*以下のもの。
AMSから控除。

*途上国は10%、中国は8.5%

(5%を超えたら、支出額全体をAMSに計上。)

緑の政策

貿易歪曲性がないか最小限とされる政策措置。
支出上限なし。

- ・環境支払や地域支援等の直接支払い
- ・試験研究や基盤整備等の一般サービス など
(農業協定に要件が詳細に列挙)

②実施・監視： (3)ウルグアイ・ラウンド農業合意の概要

- ①国内支持、②市場アクセス、③輸出競争の3分野の支持・保護水準について、それぞれ実施期間中(1995～2000年)に段階的に引き下げていくことを約束。

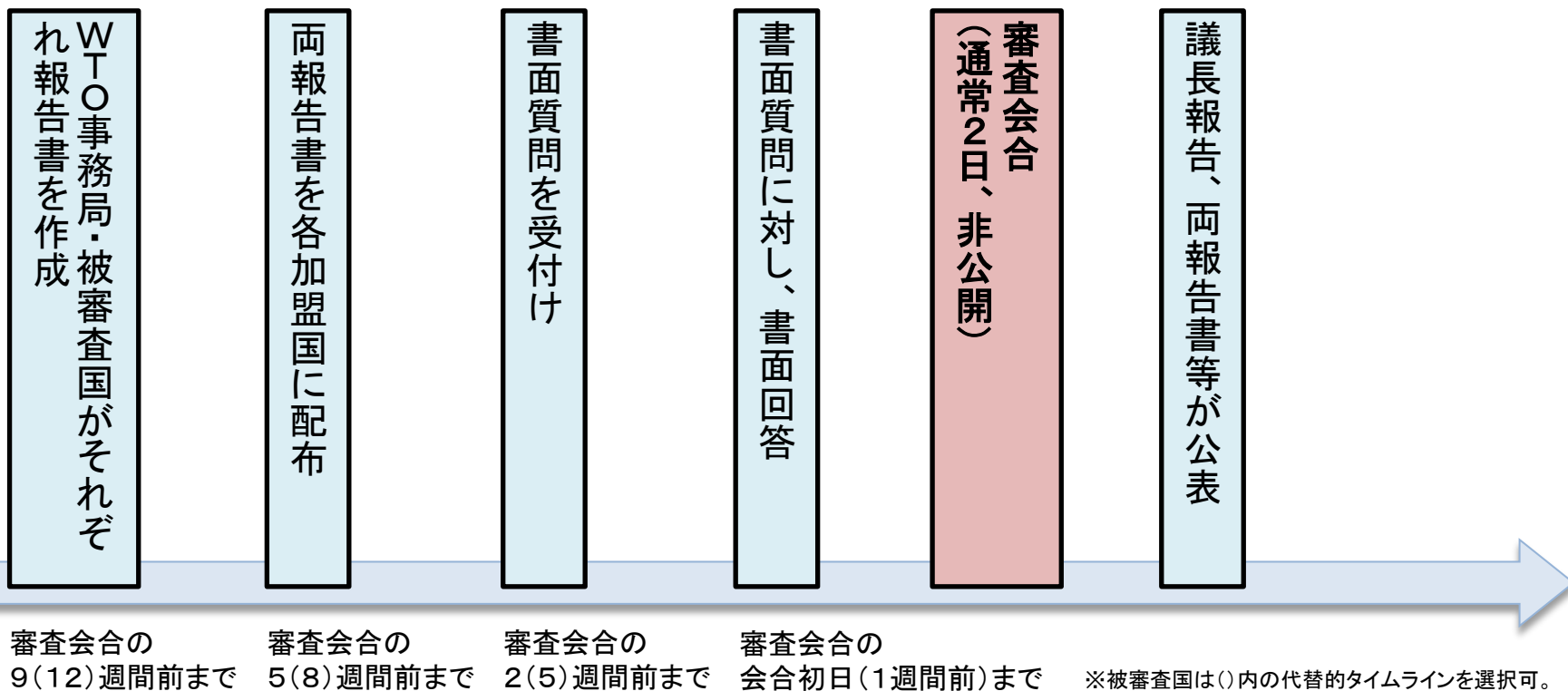
分野	削減方式(1995～2000年の6年間で実施)
国内支持 (農業補助金)	<ul style="list-style-type: none"> ① 生産を増加させる効果のある政策措置について助成合計量(AMS)を計算し、20%削減。 ② 生産を増加させない政策措置(環境支払や基盤整備等)は削減の対象外。
市場アクセス (関税)	<ul style="list-style-type: none"> ① 原則として、輸入数量制限等、関税以外の全ての国境措置について、内外価格差を基に関税に置換え(関税化)。 ② 農産物全体で関税を平均36%(品目毎に最低15%)削減。 <p><カレント・アクセス及びミニマム・アクセスの設定> 関税化品目は、最低限の輸入機会の提供を義務付け。基準期間(1986～88年)の国内消費量に対する平均輸入量が、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 5%以上のものは、その輸入量(カレント・アクセス機会) ② 5%未満のものは、実施期間の1年目に国内消費量の3%、6年目に5%の輸入量(ミニマム・アクセス機会) <p>を最低限の輸入機会として設定。 (コメは、関税化の例外として、実施期間の1年目に4%、6年目に8%の輸入量のミニマム・アクセス機会を提供することを約束したが、5年目(1999年)に関税化したため、7.2%の輸入量となっている。)</p>
輸出競争 (輸出補助金)	金額で36%、対象数量で21%削減 (我が国は該当なし)

※ なお、農業協定第20条では「加盟国は(中略)実施期間(1995年に開始する6年間)の終了の1年前にその過程を継続するための交渉を開始する」と規定。本規定に基づき、2000年よりWTO農業交渉が開始。

②実施・監視：（4）TPRを通じた各国政策の審査

- 各加盟国は、経済、投資、貿易政策等について透明性を確保する観点から、他の加盟国から定期的に審査を受ける必要（TPR; Trade Policy Review（貿易政策検討））。
- 貿易量の上位4ヶ国（米国、EU、中国及び英国）は3年に一度審査を受ける必要（その他の国は5年ないし7年）。
- 我が国のTPRは、直近では令和8年5月に実施。

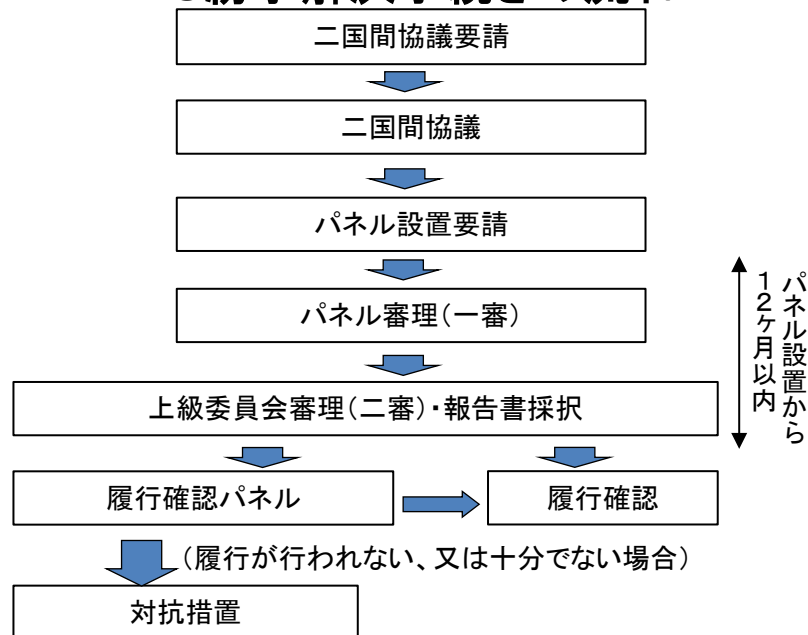
TPR審査の流れ



③紛争解決

- 加盟国からの申立に基づき、小委員会(パネル)、上級委員会という二審制の機関が、WTO協定や被申立国の貿易措置を解釈し、そのWTO協定整合性について審議。
- 紛争解決機関(DSB; Dispute Settlement Body)は、パネル又は上級委の判断に基づき、措置の是正を勧告。申立国は、是正が不十分な場合は対抗措置の発動が可能。
- しかし、現在、上級委員会は委員選任プロセスが滞り、機能不全。MC12(2022年)で、2024年までに、完全かつ機能する紛争解決制度の実現を議論することに合意したが、紛争解決制度改革の議論は継続中。
- 2023年3月、日本は、上級委員会を代替する仲裁手続きを行う多国間上訴制度(MPIA; Multi-Party Interim Appeal Arbitration Arrangement)に参加。

WTO紛争解決手続きの流れ



<当事国>

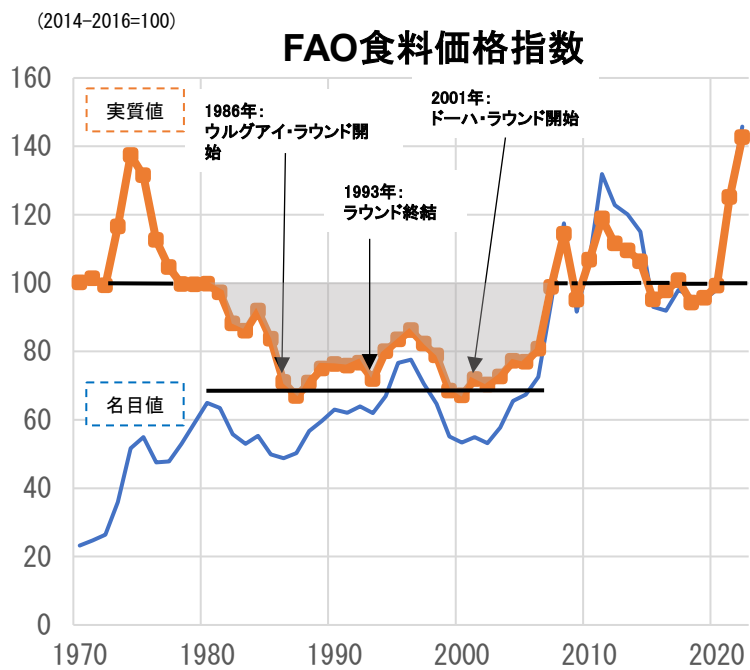
- ・ パネル・上級委員会において法的主張
- ・ WTO協定違反の判断がなされれば、措置の是正が求められる(是正勧告)
- ・ 是正されない場合、申立国は対抗措置を発動する権利を得る

<第三国参加>

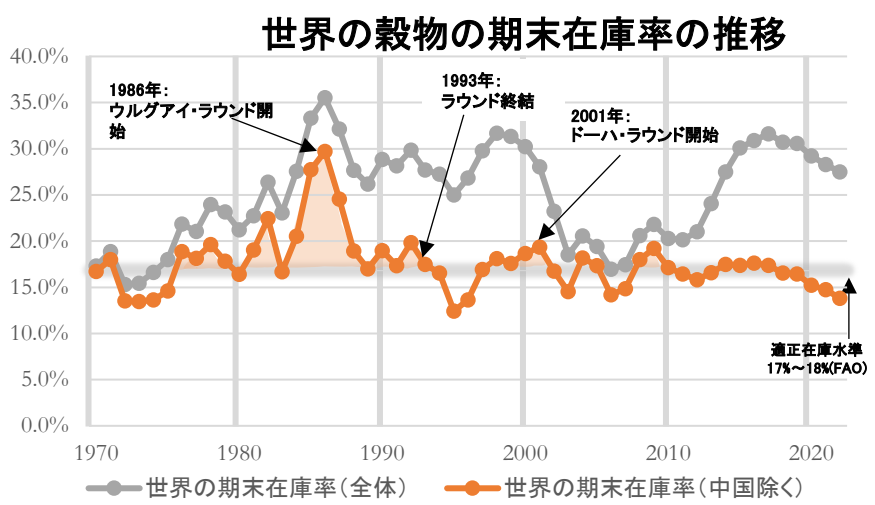
- ・ 重要な論争に関し、自国の立場を述べる
- ・ 紛争当事国の提出書面を入手可能(貴重な情報収集の機会として活用できる)

(参考) 構造的過剰から不安定な食料需給へ

- ウルグアイ・ラウンドの開始・終結は、**食料余剰**の時期にあったが、現在は、70年代に匹敵する**需給逼迫**。
- 食料価格指数は、70年代の高水準の後、80年、90年代に低迷が続き、2008年以降に再び高騰。
- 世界の穀物の期末在庫は、80年、90年代に適正水準を超えて過剰が続き、2000年に入ってから逼迫基調。
- 特に、中国を除いた世界の期末在庫率では、2010年から適正水準をやや下回る状況。



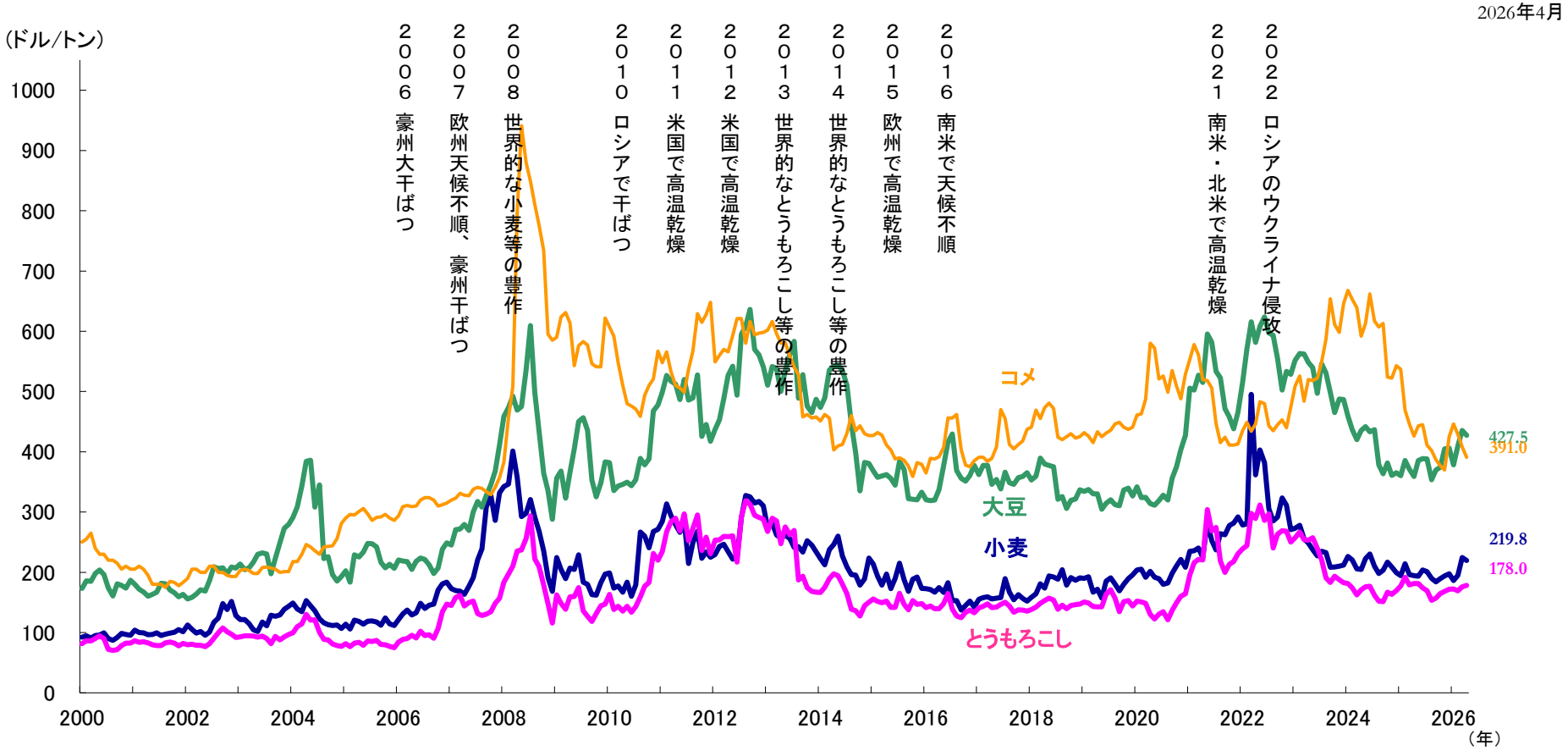
※実質値は、名目値からインフレ/デフレの影響を排除したもの
Source: FAO Food Price Index



Source: USDA PS&D

(参考) 穀物の価格の動向

○ とうもろこし、大豆が史上最高値を記録した2012年以降、世界的な豊作等から穀物等価格は低下。2017年以降ほぼ横ばいで推移も、2020年後半から南米の乾燥、中国の輸入需要の増加、2021年の北米の北部の高温乾燥等により上昇。2022年、ロシアのウクライナ侵攻により、小麦は史上最高値を更新も、ウクライナからの臨時回廊等による輸出再開などもあり侵攻前の水準まで下落。とうもろこし、大豆はウクライナ侵攻時に高騰も、ブラジル等の豊作から侵攻前の水準まで下落。直近では、中東情勢の緊迫化等により上昇傾向。コメは、2022年9月以降、インドの輸出規制強化、インドネシアの需要増等から上昇も、2024年以降、インドの輸出規制解除等を受け下落。2025年11月以降、タイの洪水被害等を受け上昇するも、世界的な供給増等を受け、再び下落。



資料：シカゴ商品取引所の各月第1金曜日の期近終値の価格である。
過去最高価格については、シカゴ商品取引所の全ての取引日における期近終値の最高価格。

(参考)WTO農業交渉のモダリティ案(未合意)

- モダリティとは、関税や農業補助金の削減等の方式や係数を定めたもので、国毎・品目毎の交渉結果(約束)の実施の基になるもの。
- 2008年末の交渉決裂以降、未提示(2008年12月に提示された案が直近のもの)。

分野	論点	2008年12月改訂モダリティ案の主な内容	
市場 アクセス	関税削減 一般規則	<ul style="list-style-type: none"> ・階層方式(関税率の水準の階層毎に、異なる関税削減率を適用) 関税率75%超⇒70%削減、50%超～75%以下⇒64%削減、20%超～50%以下⇒57%削減、20%以下⇒50%削減 ・最小平均関税削減率:54% 	
	上限関税	<ul style="list-style-type: none"> ・設定なし(ただし、削減後の関税率100%超の非重要品目は、全品目の1%までとし、削減率の上乗せ等が必要) 	
	重要 品目	数	<ul style="list-style-type: none"> ・全品目の4%まで(所定の条件を満たす国は+2%。日本は8%に向けた提案を示している旨別紙に記載) (既存の関税割当対象品目以外の品目については、指定可・不可の両論併記)
		取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・関税削減率の縮減に応じ、関税割当を拡大(国内消費量比) 関税削減率: $\times 1/3 \Rightarrow$ 関税割当: +4%、削減率: $\times 1/2 \Rightarrow$ 関税割当: +3.5%、削減率: $\times 2/3 \Rightarrow$ 関税割当: +3% ・削減後の関税率100%超の品目や4%を超えて指定された品目は、関税割当を更に0.5%拡大 ・関税割当枠内輸入が国内消費量に占める割合に応じ、関税割当の拡大幅を軽減
	タリフエスカ レーション	<ul style="list-style-type: none"> ・一覧表に掲載された対象品目(加工品の原料となる一次産品)について、関税削減率を上乗せ 	
	簡素化	<ul style="list-style-type: none"> ・全品目の一定割合について、合意済みの換算方式により単純従価税化(90%以上又は100%の両論併記) 	
	熱帯産品	<ul style="list-style-type: none"> ・一覧表に掲載された対象品目について、関税率に応じ、関税撤廃又は削減(撤廃・削減方法について2案を併記) 	
国内支持	貿易歪曲的 支持全体	<ul style="list-style-type: none"> ・階層方式(約束額による階層毎に、異なる削減率を適用) 600億ドル超⇒80%削減、100億ドル超～600億ドル以下⇒70%削減、100億ドル以下⇒55%削減 ・貿易歪曲的支持全体が農業総生産額の40%以上で中位階層に属する先進国は、削減率5%上乗せ 	
	黄の政策	<ul style="list-style-type: none"> ・階層方式(同上): 400億ドル超⇒70%削減、150億ドル超～400億ドル以下⇒60%削減、150億ドル以下⇒45%削減 ・品目別上限: 95-00年平均 	
	デミニミス	<ul style="list-style-type: none"> ・50%削減(農業生産額の2.5%以下) 	